

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年4月30日	
【会社名】	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	
【英訳名】	AGORA Hospitality Group Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ホーン・チョン・タ	
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門五丁目2番6号	
【電話番号】	03-3436-1860(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 佐藤 暢樹	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目2番6号	
【電話番号】	03-3436-1860(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 佐藤 暢樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	0円
	本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	196,375,000円	
(注) 1.	新株予約権の募集は、平成24年3月29日開催の当社定時株主総会の決議及び平成24年5月14日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として発行するものです。	
2.	募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。	
3.	新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社の社内調査委員会による調査の結果、過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、平成19年12月期から平成26年12月期第3四半期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書について訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

当該報告書の提出に伴い、平成24年5月14日付で提出いたしました有価証券届出書および平成24年5月29日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しています。

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第75期第1四半期	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月14日 関東財務局長に提出

後略

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成27年4月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第75期第1四半期	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	第75期第1四半期	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成27年4月30日 関東財務局長に提出

後略

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年4月30日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員 公認会計士 関 本 享 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園 田 光基 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループの平成24年1月1日から平成24年12月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成24年5月14日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月30日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）の平成22年1月1日から平成22年12月31までの連結会計年度の訂正報告書の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「株式取得による子会社化」が重要な後発事象に関する注記に記載されている。
- 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月30日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）の平成23年1月1日から平成23年12月31までの連結会計年度の訂正報告書の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の連結財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月30日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第73期事業年度の訂正報告書の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 「株式取得による子会社化」が重要な後発事象に関する注記に記載されている。
- 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月30日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員

公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第74期事業年度の訂正報告書の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（旧会社名 東海観光株式会社）の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成24年3月23日開催の取締役会で会社分割を決議している。
- 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。